第明治三十五種郵便物認可
△
○
○

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係 二
特殊法人等
平成二十八事業年度財務諸表（国立研究開発法人土木研究所・国立研究開発法人建築研究所）、弁理士登録、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係 三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係 四四
会社その他 四四
会社決算公告 四五

公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４３７号
宮城県塩竈市小松崎７番35号
債務者　佐藤　まみ
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９６５号
愛知県北名古屋市中之郷南113番地
債務者　小川　純子
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５９号
兵庫県加古川市加古川町溝之口236番地の１
ソフィア21溝之口404号
債務者　長谷川一夫
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５３号
岡山県津山市押入929番地37、前住所岡山県高梁市松原町春木346番地
債務者　山川　仁志
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第３７１号
広島市西区草津本町５番16号
債務者　岡本由加里
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５２９号
広島市西区上天満町４番２―502号
債務者　阿部　真弓
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５３１号
広島市安佐南区古市４丁目15番12―102号
債務者　齊藤　祥吾（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２７号
香川県さぬき市志度360番地２　ハイツ宝Ｃ―202
債務者　木村　　一
1　決定年月日時　平成29年７月24日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７５８号
福岡県筑紫野市上古賀４丁目15番12号
シャーメゾンハイジＣ202号
債務者　山下真裕美
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９１７号
福岡市城南区長尾１丁目16番20号
債務者　片山ゆかり
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９５７号
福岡市西区横浜３丁目６番26―204号
債務者　日田加代子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部